マイナンバー制度の概要

　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成27年09月30日

**(一）意義**

マイナンバー(個人毎の12桁の番号）制度は平成27年10月5日に施行され、番号の通知が開始される社会基盤(インフラ)です。

運用は個人・法人とも平成28年1月からの開始となります。

①個人は各市区町村から簡易書留が届き通知カードに12桁の番号が記載されている。申請により発行されるICチップは、住民基本台帳と同様で、氏名・住所・生年月日・性別・顔写真・個人番号等が記載される。

法人は、国税庁より13桁の番号が通知され法人番号が付与れます。

法人番号は公開制であり民間での自由な活用が可能です。

②当面は税・社会保障・災害での行政手続きにおける事務の効率化(行政の効率化)とＩＴの活用による添付書類の不要など国民社会福祉(国民の利便性)の向上が図られることになります。

③税務署への申告書、届出書、調書・市区町村への源泉徴収票や支払い調書及び年金機構の年金資格、給付・雇用保険資格及び給付・医療保険の手続き等の社会保険関係及び災害対策における被害者台帳また身分証明書・自治体のサービス(図書館・印鑑証明等)に利用されることになります。

④事業主は従業員の個人番号を取得すると同時に善管義務を負うので適切な安全管理(漏えい・滅失等の防止)が必要です。

個人番号の指定は、住民票記載の国籍のある者、中長期滞在者、特別永住者等の外国人です。

法人は国税庁から13桁の番号が通知されます。設立登記法人・国の機関及び地方公共団体・収益事業の届け出者・給与支払い事業者・内国普通法人届け出者・外国普通法人等が対象となります。

⑤マイナンバー制度は情報流出に関し厳しい罰則が伴いますので、個人情報保護法との関わりもあり実務への導入は慎重になされる必要があります。

⑥情報管理・事務作業の権限と責任の所在・顧問先への教育等が求められます。個人情報漏えいの対処等が当面の課題です。

⑦政府の方針ではこのマイナンバー制度は2020年までに診察結果や処方薬また戸籍・パスポート・証券分野に拡大するとの事です。

⑧紛失した場合は新たな番号が付与される。(悪用防止)

⑨マイナンバーが優先されるので、住基カードは返還することになる。

⑩軽減税率についてのキャッシュバック制度は実行における具体的妥当性に乏しくまた軽減税率は事業者の負担過重から検討中である。

⑪政府は軽減税率についてインボイス方式でなく簡易な方式で軽減税率をキャッシュバック制度に替えて採用する方針です。

⑫夫婦と子供二人の家庭には四枚の番号通知が届きます。各人の枚数を確認して適切な対応をして下さい。

⑬マイナンバーは、一国のインフラ整備の一環です。積極的に対応し便利さの享受をしていかれることを期待します。担当者からの「お報せ」にご協力をお願い申し上げます。

 **(二)マイナンバー利用のメリット**

①就職・転職・出産育児・病気・年金受給・災害等個人番号の提示

②公的な身分証明→金融機関の口座開設・パスポートの新規発行・フィットネスクラブの入会手続き等における本人確認

③国→健康保険証・身分証明書等

④市区町村→印鑑登録証・図書カード等

⑤行政手続のオンライン申請→ｅ－Ｔａｘの利用・行政からのお報せ取得

⑥マイポータルへのログイン等

⑦民間オンライン取引→公的認証サービスによる不正アクセス防止

⑧厚生年金裁定請求時に住民票・課税証明書の添付が不要

⑨国民健康保険の加入手続き時に退職前健康保険の資格喪失証明書添付が不要

⑩児童手当の現況届出時に年金手帳や健康保険証の添付不要

⑪扶養家族の番号を提示すると国民年金の第3号・被保険者の認定・健康保険の被扶養者認定等に課税上の添付不要

⑫高等学校等修学支援金申請時に住民票や保護者の課税証明の添付不要

ｅ－Ｔａｘの利用等

⑬オンラインバンキングの安全・迅速利用

⑭インターネットにおける不正アクセス防止

⑮コンビニにおける印鑑登録証明書・住民票等の公的証明の取得

**(三)マイナポータル**

平成29年1月からの利用となります。行政がマイナンバーを用いてやり取りした場合の情報をスマホやパソコンから確認チェックできるシステムです。情報の表示・記録・開示のプッシュサービスが受けられます。

例えば

①行政機関の情報のやり取りをチェックできる。

②行政機関が所有する情報を確認できる。

③引っ越し等に係る電気・ガス・水道・金融機関等の手続きのワンストップ化。

④各種ドキュメントを電子的に受け取る事が出来る。

⑤年金ネットやｅ-Ｔａｘにプッシュサービスが受けられる。

これらは、マイカードのＩＣチップの個人認証番号でのログインですのでセキュリティーの保護を図っております。

**(四)罰則の強化**

マイナンバーの取得者は個人情報保護の対象にもなるので発足が強化されております。

①正当な事由のない開示→4年以下の懲役または２００万以下の罰金。

②不正な利益を図る目的で提供・盗用→3年以下の懲役または150万以下の罰金。

③人を欺き・暴行・浸入により取得→3年以下の懲役または150万以下の罰金。

④委員会命令違反→2年以下の懲役または50万以下の罰金。

⑤偽り・不正手段による取得→６カ月以下の懲役または50万以下の罰金

**(六)マイナンバー制度のライフステージ**

(イ)２０歳代

①スマホのアプリで将来もらえる年金見込み額をチェックできる。

②ネットで年金・国税・地方税手続きがワンストップで処理できる。

(ロ)３０歳から５０歳代

①住宅ローン控除の申告に住民票添付が不要となる。

②国民年金保険料の免除申請手続きがオンラインで簡単に行える。

③故郷納税の寄付金控除が自治体からマイナポータルに通知されるので寄付金控除が簡単になる。

(ハ)６０歳代～

①年金の裁定請求で住民票の添付が不要になる。

②医療費通知を活用し医療費控除が簡単になる。

**(七)マイナンバー(番号制度)の課題と先進国(Ｇ7)での現況**

日本におけるマイナンバー(番号制度)は年金問題がきっかけとなり、行政と国民双方の利便性として、複数期間の個人情報を統一した番号による社会保障・税・災害の基盤整理として登場しました。

この事により国民の利便性・公平性が高まることは明らかです。

しかし、どの様な制度もメリット・デメリットがあるものです。

先進国(Ｇ7)の現状はどのように捉えられているのでしょうか？

行政の利便と国民の利便はどのように捉えられているのでしょうか？

日本は先進国の捉え方はアメリカとヨーロッパでは異なるようです。

主なる先進国としてＧ7　の現況を捉えてみましょう。

(イギリス)

２００１年の同時多発テロをきっかけとしテロ対策の一環として国民ＩＤカードが登場しました。しかし、２００７年の2500万人の個人情報が漏えい事件や労働党への政権交代を経て２０１０年に全面廃止とされました。管理の限界と費用対効果がないとの判断です。

(ドイツ）

ナチスドイツによるユダヤ人大量虐殺が番号制度(ユダヤ人の腕に番号刻印)によっていたことへの痛烈な反省のもと　国民に番号を振るのは国民の人格侵害との批判から番号制度が憲法で禁止されております。

(フランス)

第二次世界大戦のドイツ統治下で個人番号を強制されました。

ドイツと同様に人権侵害・費用対効果等から採用しておりません。

カサブランカに代表されるフランスのドイツへの嫌悪感から国民への合意は無理との判断。

(アメリカ)

社会保障制度(社会保障料・医療保険料及び税の徴収と年金給付の統一番号)として個人番号（Social Security Number）として長い歴史があります。

なりすまし等の問題は有るものの,行政の利便性を優先しております。

アメリカの申告書・社会保障申請書は全てSSNによる統一管理です。多民族国家では行政の利便性は費用対効果を凌駕しているようです。

(日本におけるメリットとデメリット)

日本のセキュリティーは大丈夫でしょうか？我国での運用が問われることになりますが、行政が本腰をいれ、杜撰な管理が横行する中での実施に懸念する意見も上がっております。

納税者番号に始まった考え方は行政の利便性を優先させているとの国民的な意見があります。

日本と諸外国との違いは、個人番号制は強制ですが、ＩＣカード化は個人の選択自由である点です。二段階のＩＣチップ化です。

マイカード(ＩＣチップ入り)を紛失・盗難してもＩＤとpassword によりガードされている点です。暗号にうるクラウド等民間企業が積極的です。

暗号化の採用とクラウドが絶対安全とも言い切れません。ソフトで暗号化するモノは解読される運命にあるからです。

倉重会計では個人カードを借用しスキャナ対応(外づけハードに保存し縦２ｍ横１．２ｍの大型金庫)しております。　ＰＣハードでのマイナンバー保存はしませんのでクラウドより安全です。

行政は積極的な広報活動(財務省・厚生労働省・総務庁等)の担当大臣によるＴＶ出演等による国民の納得を受けるまで積極的な姿勢が必要です。

行政における社会正義(公正・公平)の実現と、国民の利便性を真剣に追求するなら、先ず、自らの「身を切る改革・統治機構の改革」を実践し、ムダを排除することがインフラ整備の大事業が国民的合意を引きだす結果を招来することを自覚すべきです。